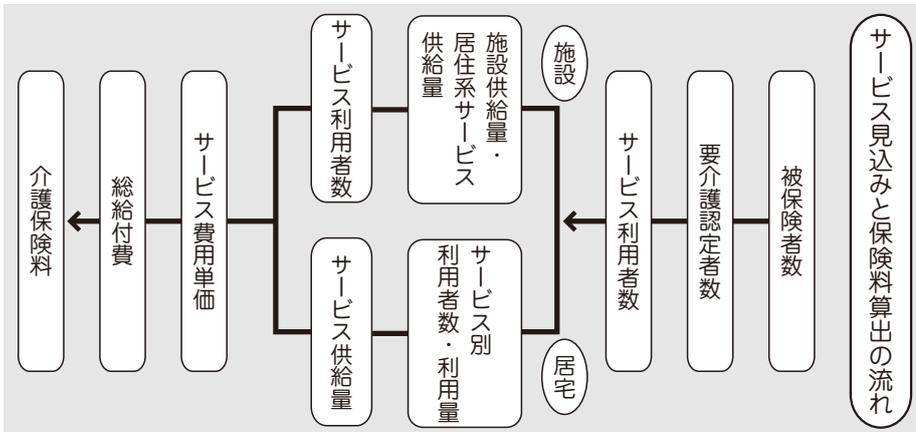


表2 総給付費の見込み(単位：千円) 第3期(上段：計画、下段：実績)

	第3期			第4期		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総給付費	600,146	606,789	608,606	791,542	831,899	852,998
	621,242	711,589	739,011	*平成20年度は見込み 資料：介護保険ワークシート		



◆介護給付費の見込み  
第4期事業期間である3年間の総給付費は、高齢化の進行に伴う要介護(要支援)認定者の増加が予想されるため、サービス利用も増加すると見込まれます。また、近隣自治体到新設される老人保健施設の新たな利用も想定されます。更に介護報酬の改定(3%アップ)も給付費に影響することになります。

表3 給付費等の見込み (単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	371,161,752	376,618,348	395,419,233
地域密着型サービス	100,765,398	100,512,980	102,256,219
介護保険施設サービス	300,056,473	334,700,171	334,700,171
介護給付計	771,983,623	811,831,499	832,375,623
介護予防サービス	19,558,695	20,067,533	20,622,914
地域密着型介護予防サービス	0	0	0
介護予防給付計	19,558,695	20,067,533	20,622,914
特定入所者介護(支援)サービス費	26,524,869	26,565,557	26,664,143
高額介護サービス費	13,509,364	14,198,137	14,558,246
審査支払手数料	1,069,797	1,105,651	1,140,297
保険給付費計	832,646,348	873,768,377	895,361,223
地域支援事業にかかる費用	19,049,800	19,049,000	19,049,000
財政安定化基金拠出金		0	
財政安定化基金貸付金償還金	11,032,000	11,030,000	11,030,000

表4 平成21年度～平成23年度の介護保険料

所得段階	本人及び世帯員の状況	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	・ 高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ・ 生活保護の受給者	基準額×0.5	25,320円
第2段階	・ 本人及び世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が年間80万円以下の方	基準額×0.5	25,320円
第3段階	・ 本人及び世帯全員が住民税世帯非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75	37,980円
第4段階	・ 本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額	50,640円
第5段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額200万円未満の方	基準額×1.25	63,300円
第6段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上の方	基準額×1.5	75,960円

※保険料年額については、平成21年度における介護報酬改定に伴い上昇する保険料相当分を抑制するため、国より「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されることから、急激な保険料の上昇が生じないよう段階的な保険料の引き上げを行う軽減措置を講じます。

第3期事業期間では20億7千2百万円(確定見込み)であった給付費を、第4期事業期間においては、24億7千7百万円(19.5%増)と見込んでいます。(表2参照)  
ただし、可能な限り介護保険サービスが必要としない介護予防への取り組みや介護給付の適正化に一層努め、介護保険事業の継続的な運営を図ってまいります。

◆第1号被保険者保険料  
第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。今回の見直しでは、各事業の給付見込額(表3参照)や介護報酬の改定増分などを踏まえて算定を行い、保険料額を決定しました。この結果、介護サービス利用の増加等により前計画より年額基準額で13,920

円増加の50,640円に見直ししました。保険料は本人及び世帯員の所得に応じて、6段階に設定されます。(表4参照)  
6月以降に確定する前年の所得などをもとに算出されますので、保険料については7月になってから個別にお知らせいたします。  
介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納めましょう。